

国民健康保険団体連合会規約例の一部改正について

国民健康保険団体連合会規約例（昭和三十四年保発第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項各号中「支払」を「審査及び支払」に改め、同条第六項中「市町村又は市町村長」を「都道府県、市町村、都道府県知事又は市町村長」に改める。

第六条の四第一項第二号中「第二百五十四条の四第一項第二号」を「第二百五十五条の四第一項第二号」に改め、同項第三号中「第二百五十四条の四第一項第三号」を「第二百五十五条の四第一項第三号」に改める。

第七条中「市町村及び国民健康保険組合」を「都道府県及び市町村並びに国民健康保険組合」に改める。

第十二条第二項中「障害児給付費の支払」を「障害児給付費の審査及び支払」に改める。

第十八条の二第一項、第十八条の三第一項及び第十八条の四中「同法」を「法」に、「国民健康保険組合」を「都道府県及び国民健康保険組合」に改める。

附則第六項中「第二項に掲げる」を「第二項の規定による」に、「次に掲げる事業」を「平成二十年二月二十一日保発第〇二二一〇〇三号厚生労働省保険局長通知「七十歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」による国が支払う一部負担金等の一部に相当する額の審査及び支払に関

する事務」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

附則第七項の次に次の一項を加える。

8 会員たる都道府県は、当分の間、第十二条第一項の規定にかかわらず、総会員全ての同意を得たときに限り、同条に規定する負担金の納付を要しない。